

年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋

平成 21 年 3 月 31 日
厚生労働省
総務省

第 1 これまでの取組

- 年金記録問題については、これまで、平成 19 年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめ、昨年 6 月 27 日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で了承された「年金記録問題への対応の今後の道筋」等に沿って、国民の方々の多大なる御協力をいただきながら、取組を進めてきた。
- 基礎年金番号に未統合の 5000 万件の記録の問題については、
 - ① 「ねんきん特別便」を通じて国民の方々お一人お一人に年金記録を確認していただくことを取組の柱としている。

この「ねんきん特別便」を昨年 10 月までに全ての年金受給者及び現役加入者約 1 億 9 百万人に送付を終え、本年 1 月末時点で約 7,200 万人（お送りした方の 7 割弱）の方から回答をいただき、そのうち 9 割の方（約 6,500 万人）について、年金記録の確認作業が完了した。
 - ② また、「ねんきん特別便」による記録確認に加えて、住基ネットによる調査、旧姓による調査等により解明作業を進めている。
 - ③ 再裁定処理については、システムの機能強化や大幅な体制拡充により、処理の迅速化に努めている。
- 年金記録の正確性の問題については、
 - ① 標準報酬等の遡及訂正事案については、昨年 9 月 9 日に調査結果を公表し、不適正な遡及訂正処理の可能性の高い厚生年金受給者約 2 万人への戸別訪問調査の実施等により、正しい記録への訂正と事実関係の調査を進めている。
 - ② 紙台帳とコンピュータ記録との突合せについて、まずは、国

民年金の特殊台帳について実施するとともに、厚生年金の名簿等及び市町村が保管する国民年金の名簿等の突合せの前提となる「電子画像データ検索システム」の構築に着手した。

- ③ 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充を行い、公正かつ迅速な処理に努め、これまでに約 6.1 万件の処理を行ってきた。このうち平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、99.8 パーセントの処理を終えたところである。

第 2 今後の取組の基本方針

- 未統合記録の解明・統合については、国民の方々に正しい年金をお支払いするため、引き続き、「ねんきん特別便」の回答や未統合記録の解明作業に基づく年金記録の確認作業を進めていく。
- また、年金記録の正確性を高めていくため、平成 21 年 4 月から現役加入者の方に送付する「ねんきん定期便」により、標準報酬月額や国民年金の納付状況を含む幅広い個人の年金情報を提供するとともに、標準報酬等の遡及訂正事案への対応を進める。
- この工程としては、平成 22 年 1 月の日本年金機構の発足までの間に一区切りをつけるため、人員等の体制強化、作業の効率化等を徹底し、各種の事務処理を集中的・計画的に実施する。人員については、賃金・派遣等職員の増員を図り、年金記録問題への従事者数を全体で 1 万人を超える規模とする。
- 業務の処理状況を的確に把握し、進捗を図るため、社会保険庁本庁・社会保険業務センター・地方社会保険事務局・社会保険事務所の各機関の間の連携・協力を一層密に行う。
- なお、ねんきん定期便の発送やその回答の処理等平成 22 年 1 月以降に引き継がれる年金記録問題への対応に係る業務については、

日本年金機構において実施される。紙台帳とコンピュータ記録の突合せも計画的に実施する。

- 年金記録確認第三者委員会においては、引き続き、20 年 4 月以降の申立てについても公正かつ迅速な処理に努める。また、年金受給者（無年金者を含む。）については、早急な年金記録の訂正の必要性が高いことから、これらの者からの申立てを優先的に処理する。

第 3 未統合記録の問題への対応

1. ねんきん特別便

（１）回答をいただくための取組

①これまでの取組と現状

- 昨年 10 月までに全ての受給者及び加入者に送付した「ねんきん特別便」は、国民の一人一人に年金記録を送付し、御確認いただくという、年金記録問題の解決のための中核的な取組である。
- このため、テレビ、新聞等の多様な媒体による政府広報により「ねんきん特別便」への回答を呼びかけるとともに、各府省庁において、ホームページによる広報を実施するなど国を挙げて周知・広報の取組を推進してきた。
- また、高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、経済団体、労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」をそれぞれ設置するなど、幅広い関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・

広報を推進してきた。

- さらに、これらの周知・広報と併せて、未回答の方に対する「回答のお願い」の葉書の送付など、きめ細やかな回答の呼びかけを実施してきた。
- この「ねんきん特別便」に関する相談に関しても、社会保険事務所の「ねんきん特別便」専用窓口や「ねんきん特別便」専用ダイヤルを整備し、対応してきた。
また、社会保険事務所等での相談対応に加えて、市町村、事業主、労働組合、社会保険労務士等にも御協力を得ながら様々な場所での相談に対応してきた。
- これらの取組もあって、平成 21 年 1 月末現在で、約 7 割に上る 7,200 万人の方から御回答をいただくなど、国民の皆様の御協力をいただいた。

②今後の取組

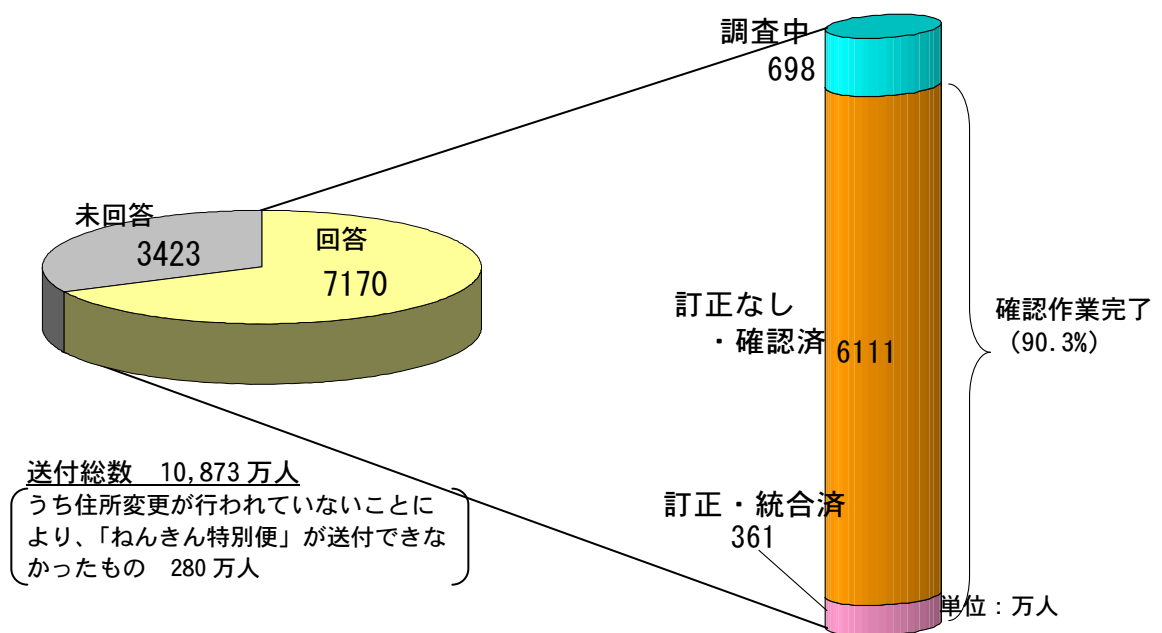
- 「名寄せ特別便」の送付対象である現役加入者の未回答者については、記録とその確認についての注意喚起及び「回答のお願い」の文書を、「全員特別便」の送付対象である現役加入者の未回答者については、「回答のお願い」の文書を「ねんきん定期便」に同封する。
- また、「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き、住所調査等を実施するとともに、住所変更を届け出ていただくよう広報等で呼びかけ、住所変更されたものについては、「ねんきん定期便」等に対応する。

(2) いただいた回答への対応

①これまでの取組と現状

- 昨年 10 月までに送付した「ねんきん特別便」に対し、平成 21 年 1 月末現在で、7,200 万人から御回答をいただいたところであるが、そのうち 9 割（約 6,500 万人）の方について、年金記録の確認作業が完了した。

【「ねんきん特別便」への回答の対応状況】（21 年 1 月末時点）



- また、受給者に対する「名寄せ特別便」に「訂正なし」と回答された方や未回答の方に対しては、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を実施している。
- なお、「全員特別便」で受給者から「訂正あり」との文書での回答があったものについて処理の過程で分析したところ、特別便により送付した既に基礎年金番号により管理されている御本人の記録と同じ内容をそのまま記載いただいていたなどの理由により、約 8 割は訂正の必要は認められなかった。

②今後の取組

- 「ねんきん特別便」に回答いただいた方に対しては、社会保険事務所が保管する適用事業所に係る名簿を全国の社会保険事務所で検索出来るようにするための電子化を行い、過去勤務していたとお申し出のあった事業所が厚生年金の適用事業所であるか否かを全国の社会保険事務所で迅速に判別できるようにするなどの取組を行い、処理の促進を図る。これにより、本年 3 月までに受け付けた「訂正あり」回答については、日本年金機構の発足までを目途に年金記録の確認作業を完了することを目指す。
- フォローアップ照会については、ご本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書を送付することにより、作業を迅速化する。

2. 記録解明のための作業

(1) これまでの取組と現状

- 未統合記録約 5000 万件については、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、以下のように記録の内容に応じた様々な方法による解明作業を計画的に進めてきた結果、基礎年金番号に統合済みの記録は 1010 万件に増加した。今後解明を進める記録は 1162 万件まで減少しており、今後、旧姓情報を活用した調査などの解明作業のほか、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討する。

調査	調査結果・状況
住基ネットによる調査	(対象) ・住基ネットと照合した結果、生存者と判明した 314 万件 ・このうち、未統合記録のみで年金受給資格期間を

	満たしている 2. 5 万人に平成 20 年 6 月から 7 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付 (回答状況) ・平成 20 年 12 月末現在、1.1 万人から回答があり、自身の記録であるとの回答は 0.9 万人 ・自身の記録であるとの回答のうち調査が終わった 5,400 人について見れば、 ①既に統合済み 1,200 人 ②本人の記録と確認できた 3,600 人 - うち、当該記録以外で障害年金等を受給中 約 5 割 - 受給開始年齢前 約 2 割 - 新たに受給権発生 約 3 割 ③本人の記録と確認できなかった 600 人
漢字カナ変換記録に係る調査	(対象) ・漢字カナ変換が行われた記録 154 万件 ・このうち、年金手帳記号番号を払い出す際の氏名、生年月日等を記入した整理簿（年金手帳記号番号払出簿）等により漢字氏名を収録した上で、基礎年金番号の記録との突合せで該当した 18 万人に平成 20 年 7 月から 9 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付 (回答状況) ・平成 20 年 12 月末現在、9 万人から回答があり、「自身の記録である」との回答は約 8 割
オンライン上の旧姓等の氏名変更履歴を活用した調査	(対象) ・旧姓等の氏名変更履歴データと未統合記録の突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方約 150 万人に平成 20 年 12 月から平成 21 年 3 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付
払出簿による調査	(対象) ・年金手帳記号番号払出簿により氏名・生年月日・

	性別の3情報を確認し、当該記録のオンライン上の表示と不一致となったものを補正し、基礎年金番号の記録との突合せを行い、本人の記録であると思われる方に平成21年3月からお知らせを送付中
--	--

- 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件については、マイクロフィルムの記録を磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、基礎年金番号の記録との突合せを行い、記録が結び付くと思われる方約68万人に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、平成21年2月末時点で、約58万人の方から電話番号等の連絡先の返信をいただいている。この約58万人の方については、電話や訪問による調査を行い、旧台帳記録に係る具体的な情報をお伝えしつつ、丁寧な記録確認の作業を進めているところであり、平成21年2月末時点で約36万人の方から回答をいただき、そのうち、約8割の29万人の方について、ご本人の記録であると確認できた。

(2) 今後の取組

- 記録の内容に応じた説明作業については、引き続き、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認の取組に追加して、以下の方針により、取組を進めていく。
- 「全員特別便」に対する「訂正なし」の回答票で申し出いただいた旧姓情報を磁気データ化した上で、未統合記録との突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方に対して、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒によるお知らせ(黄色便))を送付し、記録を確認いただく。
- 住基ネットによる調査の結果「生存者」と判明した未統合記録のうち、既に「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)を送付した約2.5万人の方に次いで、新たに年金受給につながりやすいと考

えられる方に対して、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）を送付し、記録を確認いただく。

なお、無年金の方が、記録訂正により新たに年金受給権を得るに至った場合は、年金裁定の処理を速やかに行う。

- 「ねんきん特別便」等の回答に係る年金記録の確認作業や上記のような各種解明作業を行うとともに、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討する。なお、死亡が判明した方の記録についても、未支給年金等への対応の観点から、同様の取扱いを検討する。
- 厚生年金等の旧台帳記録約 1466 万件に係る「年金加入記録の確認のお知らせ」に返信いただいた方に対する調査については、上述のフォローアップ照会と同様に、ご本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書の送付により作業を迅速化する。

3. 再裁定処理

（１）これまでの取組と現状

- 記録の統合等に伴う年金額の裁定変更処理（再裁定）については、受給者からの再裁定の申出を社会保険事務所が社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて処理している。
- 再裁定の迅速化のため、これまでも再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置や派遣職員の増員等のほか、再裁定処理システムの機能の強化などを行ってきた。
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 111 号。以下「年金時効特例法」という。）により、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効に

より消滅した分も、ご本人へ全額をお支払いすることとされている。

(2) 今後の取組

- 一日も早く正しい年金をお支払いするため、今後は、以下の方針により再裁定の処理を促進することとする。
- 社会保険業務センターでは、平成 20 年 12 月時点の 280 人体制を増強して、現在、約 470 名の職員が再裁定処理に当たっており、この年度末には 1 月当たり約 20 万件程度の処理を行うこととしている。これにより、本年夏頃を目途に、社会保険業務センターへの進達から 3 ヶ月程度で処理できるようにすることを目指す。
- さらに、再裁定処理システムの改善とこれに合わせた体制の整備に努め、処理の迅速化を図る。

【再裁定の処理件数等の推移と今後の見込み】

	20 年				1～12 月	21 年（見込み）					
	9 月	10 月	11 月	12 月	の累計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
受付件数	14.4	12.5	11.7	10.5	115.8	8.0～10.0			10.0～12.0		
処理件数	2.5	5.0	6.8	8.6	38.7	9.0 ～ 10.0	11.0 ～ 12.0	19.0～20.0			
未処理件数 （期末現在）	66.4	73.8	78.7	80.6		78.6 ～ 81.6	74.6 ～ 80.6	62.6 ～ 71.6	52.6 ～ 64.6	42.6 ～ 57.6	32.6 ～ 50.6

- 時効特例給付については、従来再裁定処理後の初回支払い（時効にかからない部分の年金給付の支払）からさらに概ね 3 ヶ月から 4 ヶ月後の支払となっていた。再裁定処理の進捗とともに、時効特例給付の要処理件数も急増しているため、時効特例給付処理システムの改善等に取り組んだ。これにより、できる限り早期に、2 ヶ月から 3 ヶ月程度での支払が可能となるようにする。今後も、システムの改善を進めるなど、できる限り早期の支払を目指す。

【時効特例給付の処理件数等の推移と今後の見込み】

	20 年				1～12 月 の累計	21 年（見込み）					
	9 月	10 月	11 月	12 月		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
受付件数	1.6	1.6	2.3	3.7	20.2	10.0 ～ 11.0	8.0 ～ 9.0	10.0 ～ 11.0	16.0～17.0		
処理件数	1.4	1.6	2.0	2.6	14.7	5.0 ～ 6.0	9.0 ～ 10.0	11.0 ～ 12.0	15.0 ～ 16.0	16.0～17.0	
未処理件数 （期末現在）	6.6	6.6	7.0	8.1		12.1 ～ 14.1	10.1 ～ 14.1	8.1 ～ 14.1	8.1～16.1		

第 4 年金記録の正確性の確保

1. 「ねんきん定期便」等年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

（1）ねんきん定期便の送付

- 本年 4 月から、国民年金・厚生年金のすべての現役加入者の方に対し、毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、御自身の記録を御確認いただく。
- 「ねんきん定期便」においては、節目年齢時（35 歳・45 歳・58 歳）には、
 - ・ 年金加入期間（加入月数・納付済月数）
 - ・ 保険料納付額の目安
 - ・ 加入実績に応じた年金見込額
 - ・ 年金加入履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日）
 - ・ すべての期間の標準報酬月額（厚生年金）
 - ・ 保険料納付状況（国民年金）
 を通知する。

これにより、「ねんきん特別便」には含まれていなかった標準報

酬月額や国民年金の納付状況、さらに保険料の納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額など個人の年金に関する幅広い情報が提供され、御自身の年金記録を確認できることとなる。

- その他の年齢の方の場合には、
 - ・ 年金加入期間
 - ・ 保険料納付額の目安
 - ・ 加入実績に応じた年金見込額
 - ・ 直近一年分の標準報酬月額（厚生年金）
 - ・ 直近一年分の保険料納付状況（国民年金）を通知する。
- ただし、平成 21 年度においては、全ての方に、節目年齢時に送付する記録と同様の記録を送付する。これにより 21 年度中に全ての加入者に、標準報酬月額を含めて、自らの記録をご確認いただけるようにする。
- 加入者については、約 6 万 9 千件を抽出した際の 3 条件のいずれかに該当する延べ約 144 万件（実件数 約 108 万件）に該当する場合には、注意喚起を行う文書を、「ねんきん定期便」に同封する。
- なお、受給者については、標準報酬の情報を含むお知らせの送付を本年中を目途に開始する。（上記延べ約 144 万件に該当する場合（約 2 万件の戸別訪問対象者を除く。）には、注意喚起を行う文書を同封する。）

（２）ねんきん定期便の広報・相談体制

- ４月からの「ねんきん定期便」の送付に合わせて、社会保険庁ホームページ、政府広報等を活用して、３月から国民年金・厚生年金の現役加入者に対し、「ねんきん定期便」に関する広報を実施して

いる。

- 「ねんきん定期便」についての専用ダイヤルを設けて電話相談に応じるとともに、社会保険事務所の相談窓口等において、社会保険労務士会等の協力を得て来訪相談に対応する。

（３）インターネットによる記録照会

- 平成 18 年 3 月から実施している加入者を対象としたインターネットによる記録照会サービスの対象を本年 3 月から受給者にも拡大し、過去のすべての標準報酬月額・保険料納付状況等を確認できるようにした。

（４）電子画像データ検索システムの構築

- 厚生年金及び国民年金の名簿等について、平成 21 年度中に「電子画像データ検索システム」を構築し、社会保険事務所で同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにすることにより、これらの紙台帳とコンピュータ記録の突合せを実施するほか、年金記録に関する照会に対し迅速に対応できるようにする。

２．標準報酬等の遡及訂正事案への対応

（１）これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等が遡及訂正され、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがあったため、第三者委員会によるあっせん事案など 17 事案の調査を行い、その調査結果を公表した（昨年 9 月）。

また、調査した 17 事案に係る事業所に勤務していた他の従業員

のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行っている。

- 年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録として以下の 3 条件の全てに該当する記録（約 6 万 9 千件）を抽出し、うち厚生年金受給者（約 2 万件）について、昨年 10 月から、戸別訪問調査を開始し、ご本人による記録確認を行っている。

＜3 条件＞

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ② 5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③ 6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- 約 2 万件の戸別訪問については、対象者と連絡をとることができないなど戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、本年 3 月末までに、概ね終了したところであるが、昨年 12 月 21 日までに実施した、15,502 件について、本年 1 月 13 日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は以下のとおりである。

【戸別訪問調査の状況（第 3 回中間報告）】

◆遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

事業主	8,065 件	52%
役員	3,251 件	21%
従業員	3,885 件	25%
分らない	301 件	2%

◆年金記録の確認状況

事実と相違なし	4,997 件	32%
事実と相違あり	8,482 件	55%
分らない	2,023 件	13%

◆事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

訂正の意思あり	3,485 件	41%
訂正の意思なし	3,672 件	43%
訪問時点では未定	1,325 件	16%

◆年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方

1,056 件（6.8%）

・うち、具体性のある内容の回答をされた方 159 件（1.0%）

- この戸別訪問による記録確認等を契機として、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととした。
- この対応については、昨年 12 月末から開始したところであり、本年 2 月末までの状況については、社会保険事務所段階における記録訂正の事案数が 48 件、うち約 2 万件の戸別訪問の対象となっているものが 45 件となっているが、今後、現場の実態を踏まえ、効率的な事務処理の流れを構築することにより迅速に記録訂正の処理を進めていく。また、戸別訪問の対象者から提出された年金記録の訂正の申立てのうち年金記録確認第三者委員会に送付した件数は 525 件となっている。
- 標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の再発防止を図るため、以下の内容について、各社会保険事務局等に周知徹底を行った。
 - ・ 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類（賃金台帳、法人登記簿等）の添付を徹底。
 - ・ 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
 - ・ 一定の遡及訂正処理に係る届出について、社会保険事務局が

事前チェックを行う体制を整備。

- ・ 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。

（２）今後の取組

- 正しい記録への訂正については、給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う。
- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案及び社会保険事務所段階における記録訂正が行われた事案について、申立人と同一の事業所に勤務していた者のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。
- 職員の不適正な遡及訂正処理への関与については、約 2 万件の訪問調査や今後発送する「ねんきん定期便」等を通じた記録確認等に基づき、必要な調査を順次実施しているところであり、職員の関与が明らかになった場合には、的確に対処していく。
- 加入者については、約 6 万 9 千件を抽出した際の 3 条件のいずれかに該当する延べ約 144 万件（実件数 約 108 万件）に該当する場合には、注意喚起を行う文書を、「ねんきん定期便」に同封する。
- 受給者については、標準報酬の情報を含むお知らせの送付を本年中を目途に開始する。（上記延べ約 144 万件に該当する場合（約 2 万件の戸別訪問対象者を除く。）には、注意喚起を行う文書を同

封する。)

3. 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ

(1) 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ

① これまでの取組と現状

- 昨年 5 月以降、国民年金の特殊台帳の記録とオンライン記録の突合せについて、以下の手順により実施している。
 - (i) 社会保険業務センターにおいて、特殊台帳の記録と現時点におけるオンライン記録との突合せを実施（第 1 次審査）
 - (ii) 地方社会保険事務局において、第 1 次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録の変更履歴等を確認の上、記録補正の要否を判断（第 2 次審査）
- この作業の対象となる記録は、約 3,096 万件であるが、本年 2 月末現在の突合せ作業状況は、以下のとおりとなっており、本年 2 月までに第 1 次審査を完了している。

【国民年金の特殊台帳の突合せ作業の進捗状況（本年 2 月末現在）】

① 第 1 次審査確認済	約 3,096 万件（100%）
うち ② 記録が一致した件数	約 2,321 万件
③ 第 2 次審査が必要な件数	約 775 万件
④ 第 2 次審査確認済	約 282 万件
うち ⑤ 記録補正が不要な件数	約 272 万件
⑥ 記録補正が必要な件数	約 10 万件

◎突合せ作業が完了した件数（②＋⑤＋⑥） 約 2,603 万件（84.1%）

② 今後の取組み

- 地方社会保険事務局の人員体制を拡充し、第 2 次審査を促進して、突合せ作業を完了させる。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ

① これまでの取組みと現状

- 8 億件超に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む。）とコンピュータ記録との突合せについては、
 - ・ 国民年金や厚生年金の名簿等については、市町村及び社会保険事務所等それぞれに保管されており、また、個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要すること
 - ・ 厚生年金と国民年金が混在する記録については、厚生年金と国民年金の名簿を合わせて確認する必要があること等から、これらの紙台帳を電子データ化し、それらの画像が個人単位で集約して端末に表示される「電子画像データ検索システム」の構築等の基盤整備を行った上で、効率的に実施することとしている。
- これまで、この「電子画像データ検索システム」の在り方について、有識者から意見を伺うなど、その構築に向けた準備作業を行ってきた。

② 今後の方針

- 「電子画像データ検索システム」を平成 21 年度中に整備する。
なお、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿については、「電子画像データ検索システム」の構築と併せて、電子データ化し、社会保険庁に移管することとしている。
- 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等の突合せにつ

いては、平成 22 年度及び 23 年度にお申し出のあった受給者及び加入者について突合せを実施する。これと並行して、お申し出のない受給者、続いて、お申し出のない加入者について計画的に実施していく。

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進

(1) これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充（※）を行い、事案の処理を進めてきたところであり、3月24日現在の処理等の状況は次のとおりである。

社会保険事務所等で受け付けた件数	96,383 件
第三者委員会への送付件数	81,634 件
第三者委員会で処理を終了した件数	58,642 件
うち あっせん	22,393 件
訂正不要	33,638 件
申立取下件数等	2,611 件
社会保険庁段階における処理件数	2,016 件

※ 事案の処理率については、平成 20 年 3 月時点で約 11%、同年 9 月時点で約 39%だったが、21 年 3 月 24 日現在で約 63%となっている。

※ 年金記録第三者委員会の体制については、平成 19 年 9 月末には、審議チーム 54、委員 338 人、事務局職員 468 人だったが、平成 21 年 1 月末以降は、それぞれ約 240 チーム、933 人、約 2,000 人となっている。

- 平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、3 月 24 日現在の処理等の状況は次のとおりである。この時点での残処理

事案は、86 件（要処理件数全体の 0.2％）であり、また、その理由は、現在あっせん手続中のもののほか、申立人の意向により処理を留保していること等によるものであることから、概ね処理は終了したものであり、政府目標は達成したところである。

要処理件数（※）	49,214 件
第三者委員会で処理を終了した件数	49,128 件
処理の進捗状況	99.8％

（※）平成 19 年度受付件数（50,752 件）から、社会保険庁段階での処理件数（1,538 件）を除いたもの

（２）今後の取組み

- 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申立てを優先的に処理することとする。
- 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとする。
- 申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

５．その他の年金記録に関する業務

- 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せについては、社会保険庁において基金加入記録等のデータを抽出した上で、厚生年金基金への当該データの提供を本年 3 月から行っているところであり、今後、各厚生年金基金において受給者から優先して加入員記録との突合せを実施した上で、記録が一致しない場合は、事業主等への照会などにより、いずれかの記録について、必要な訂正を行う。

- 共済過去記録の基礎年金番号への統合については、共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から本年２月に提供を受け、社会保険庁において基礎年金番号で管理している記録と突合せ、基礎年金番号に結び付く可能性のある方に照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、基礎年金番号への統合を行う。
- 現行の旧式の記録管理システム（レガシーシステム）については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す。